

吉富町都市計画基礎調査、都市計画マスタープラン改訂及び
立地適正化計画策定業務

1. 一般事項

(1) 要旨

この実施要領は、令和7年度 吉富町都市計画基礎調査、都市計画マスタープラン改訂及び立地適正化計画策定業務（以下「本業務」という。）の委託先を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

(2) 業務委託の概要

①業務委託名称

令和7年度 吉富町都市計画基礎調査、都市計画マスタープラン改訂及び
立地適正化計画策定業務

②業務内容

吉富町都市計画基礎調査、都市計画マスタープラン改訂及び立地適正化計画策定業務
特記仕様書のとおり

③履行期間

契約締結の翌日から令和10年3月9日(金)まで

④委託金額上限

26,800,000円以内(消費税および地方消費税の額を含む)

ただし、各年度における委託金額上限は次のとおりとする。

令和7年度 4,800,000円(消費税および地方消費税の額を含む)

令和8年度 16,000,000円(消費税および地方消費税の額を含む)

令和9年度 6,000,000円(消費税および地方消費税の額を含む)

(3) プロポーザルの概要

①名称

令和7年度 吉富町都市計画基礎調査、都市計画マスタープラン改訂及び
立地適正化計画策定業務に係る公募型プロポーザル

②主催者・事務局

吉富町役場 未来まちづくり課

〒871-8585

福岡県築上郡吉富町大字広津226番地1

TEL 0979-24-1122 (ダイヤルイン)

FAX 0979-24-3219

Email mirai@town.yoshitomi.lg.jp

HP <https://www.town.yoshitomi.lg.jp/>

③選定および特定方式

公募型プロポーザル

④実施スケジュール

内容	日程 (令和7年)
プロポーザルの公告	7月4日(金)
質問受付期間	7月14日(月) 午後5時まで
質問回答公表	7月16日(水)までに随時回答
参加表明書提出期限	7月23日(水) 午後5時まで
選定通知	7月25日(金)
企画提案書提出期限	8月1日(金) 午後5時まで
プレゼンテーション実施日	8月5日(火)予定
審査結果の通知	8月中旬
契約締結	8月下旬予定

⑤ 実施要領の閲覧・取得方法

本プロポーザルの関係資料は、本町ホームページ上で交付する。

<https://www.town.yoshitomi.lg.jp/>

2. 実施に関する事項

(1) 選定および特定の方法

プロポーザルによる審査を行う。

(2) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業とし、以下に掲げる要件をすべて満たすものとする。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされて

いる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

③ 次のいずれにも該当しないこと。

- A 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- B 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- C 暴力団員が役員となっている事業者
- D 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- E 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- F 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- G 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- H 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

④ 以下に掲げる要件をすべて満たすこと。

- A 九州内（沖縄県を除く）に本社又は支社を置く法人格を有する事業者であること。
- B 過去10年以内に都市計画基礎調査の実績を1件以上、かつ都市計画マスタープラン又は立地適正化計画の策定業務（以下「同種業務」という。）の実績を1件以上有していること。

⑤ 仕様書の内容及び現地の状況を十分に理解したうえで、本プロポーザルに参加できると。

（3） 配置技術者要件

- ① 配置予定技術者は参加表明書に記載された企業に常勤雇用されている者とする。
- ② 管理技術者及び照査技術者は技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格保有者であり、都市計画基礎調査の業務経験かつ同種業務の業務実績を有している者。また、担当技術者においても同資格等を有していることが望ましい。
- ③ 管理技術者及び担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

3. 質問に関する事項

(1) 質問方法

参加表明及び提案書に関して不明な点がある場合は、事務局に電子メールにより提出すること。

電話及び来庁による口頭での質問は一切受け付けない。

なお、質問の内容で、「評価及び審査に関わる質問」及び「提案内容に関わる質問」については一切受け付けない。

(2) 回答について

質問と回答は、随時、町ホームページ上で公開する。

なお、回答は本要領書及び仕様書の追加又は修正とみなす。

(3) 質問の受付期間

令和7年7月14日(月)午後5時まで

4. 参加表明に関する事項

(1) 参加表明の提出について

① 本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること

※副本には事業者を特定できるような記述やロゴマーク等を記載しないこと

a.参加表明書（様式第1号） 1部

b.会社概要書（様式第2号） 1部

c.業務実績書（様式第3号） 1部+副本9部

（ア）都市計画基礎調査の実績を1件以上

（イ）都市計画マスタープラン又は立地適正化計画策定業務の実績1件以上を記載すること。

※それぞれ実績が証明できるものを添付すること。（契約書の写し等）

d.予定担当者の経歴等（様式第4～6号） 1部+副本9部

（ア）管理技術者、照査技術者の経歴には、都市計画基礎調査の実績を1件以上、都市計画マスタープラン又は立地適正化計画策定業務の実績1件以上を記載すること。

（イ）管理技術者、照査技術者の必要資格の写しを添付すること。

e.事業者（法人）の履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し 1部

② 提出期限

令和7年7月23日（水）午後5時まで

③ 提出方法

提出書類を事務局宛に郵送（発送を証明できる方法にて提出、期限内に必着のこと）にて提出すること。持参は受け付けない。

5. 企画提案に関する事項

（１）企画提案書の提出について

企画提案を行う事業者は、次のとおり書類を提出すること

① 企画提案書：１０部※

企画提案書はA３判横使いとし、３枚以内とする。

ホッチキス左上留め１箇所とし、A４サイズに折り込むこと。

※・応募者等を推測させる情報を記載しないこと

（記載があった場合は失格となります。）

・提案書に記載する文字のポイントは10.5pt以上とする。

② 見積書：１部

本業務に係る全ての経費の見積書を提出すること。

見積書の様式は任意とするが、年度ごとの経費の内訳、消費税及び地方消費税を除いた価格と税込価格を記載すること。

（２）提出期限

令和７年 **８月１日（金）** 午後５時まで

（３）提出方法

提出書類を事務局宛に郵送（発送を証明できる方法にて提出、期限内に必着のこと）にて提出すること。持参は受け付けない。

6. 委託者の選定方法について

委託候補者（以下、「候補者」という。）の選定は、吉富町職員及び識者で構成する「選定委員会」において行う。

（１）一次審査（事務局による書類審査）

参加表明のあった事業者が４者以上である場合、提出された書類に基づく書類審査を実施

し、獲得得点の高い順に4者程度選定する。

(2) 二次審査（選定委員会によるプレゼンテーション及びヒアリング）

参加事業者から提出された提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、提案者が1者のみの場合であってもプレゼンテーション等は実施する。

なお、プレゼンテーションにおける説明および質疑応答については、管理技術者又は担当技術者が主として行うこと。

(3) プレゼンテーションの実施

一次審査を通過した事業者に対し、プレゼンテーションの日時及び場所について、7月25日（金）に参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにてその旨通知する。

プレゼンテーション当日は、Web 会議方式（会議ツール ZOOMを使用）又は吉富町役場内において対面で実施し、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を個々に審査する。

提出した企画提案書をまとめたパワーポイント資料等を画面共有しながらの説明を認めるが、企画提案書の内容の変更及び追加は認めない。時間は30分（質疑応答10分含む）とする。

また、プレゼンテーションは会社名を伏せて行うので、説明資料には事業者が特定される内容やロゴマーク等を記載しないこと。また、社章や、名札の着用等、会社名が特定されるような言動はしないこと。

(4) 選定結果

選定結果については、全ての参加事業者に対して参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知書面により通知する。

選定の経緯や内容については公表しない。また、選定結果に対する質疑や異議申し立ては受け付けない。

7. 評価基準

プロポーザルにおける評価基準・配点は下記のとおりとする。

項番	評価項目	評価事項	配点
一次 審査	業務実績、実施体制、 技術力	企業の業務実績	15点
		業務の実施体制	
		技術者の資格、業務実績	
二次 審査	業務実施方針、工程	本業務に対する理解度、実施手順、実施工程の 妥当性	5点
	都市計画基礎調査	都市計画マスタープラン、立地適正化計画を見 据えた手法となっているか	10点
	都市計画マスタープラ ン	本町における地域特性を踏まえた提案となっ ており、提案に実現性、独創性があるか	15点
	立地適正化計画	本町における地域特性を踏まえた提案となっ ており、提案に実現性、独創性があるか	15点
	追加提案	本業務仕様以外に実現性、独創性のある提案が あるか	5点
	プレゼンテーション	わかりやすく、的確であるか 質疑に対して簡潔明瞭な応答であるか 業務に対する取組み意欲や熱意が感じられるか	10点
	コストの妥当性	提案価格に対する評価	25点

8. 参加事業者の失格

参加事業者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画
提案書を無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要領2(2)(3)に定める参加資格を満たしていない又は満たさなくなった場合
- (3) 提案書に応募者を推測させる情報の記載があった場合
- (4) その他本要領の定めに反した場合
- (5) 本件に関して不正な行為、公平さを欠く行為等があった場合

9. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、その一切を参加事業者の負担とする。
- (2) 参加事業者が提出した書類について不達及び遅配を原因とする不利益が生じても、本町はこの責を負わない。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (4) 書類の提出後において、その内容の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書等の著作権は参加事業者に帰属するものとし、無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。
- (6) 提案者の失格事項
 - ① 選定委員や町内関係者に直接、間接を問わず本件について接触を図った者
 - ② 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる者
 - ③ 提出書類に虚偽の記載を行った者
 - ④ 提出期間内に企画提案書の提出を行わなかった者
 - ⑤ 二次審査に欠席した者

10. 契約に関する事項

契約内容については、候補者の企画提案書に記載された内容を承認するものではない。

契約締結に向けて、候補者と本業務の実施方針及び手法などについて協議及び調整を行った上で、業務委託契約の締結を行う。

協議が不調となった場合には、次点の候補者と同様の手続きを行うものとする。